

キャンモアスキービレッジ・スキー外部レッスン実施規約

株式会社東川振興公社（以下、当社）は、当社が運営するキャンモアスキービレッジ（以下、当スキー場）における営利を目的とした活動（スキー指導等その名称を問わない。以下、営業活動）について、以下のとおり本規約を定める。

第1条（目的）

本規約は、当スキー場にご来場いただくすべてのお客様（以下、利用者）並びにスタッフの安全を確保するために、当スキー場で営業活動を行う者（以下、営業活動者）は、本規約に基づき当スキー場へ登録申請を行い当スキー場の許可を得て、本規約を遵守し安全な営業活動をしなければならないことについて定めることを目的とする。

第2条（規程範囲）

本規約は、当スキー場の営業活動利用に関し、営業活動者全てに適用するものとし、営業活動者は本規約を誠実に遵守するものとする。

第3条（申請手続き）

当スキー場において、営業活動を行う者は、営業活動を実施する日の10日前までに以下の手続きを必須とする。なお、一営業活動につき、受講者数は10名を上限とする。ただし、当スキー場が特別に認めた場合はこの限りではない。

- ① 申請書は原則事前申し込みとし、以下の書類・提出又は添付すること。
 - (1)申請者の氏名（法人、個人）・住所・電話番号・e-mailアドレス・指導資格の写し、賠償保険加入写し
 - (2)外国人営業者の場合は、労働ビザの写し
 - (3)受講者の属性（当社の用意する申請書兼誓約書に記入）
 - (4)【登録申請料】 国外客対応 15,000円（リフト料金別） 50,000円（リフト料金込）
（リフト料金込の場合受講者はキャンモアスキービレッジのビブを着用してもらう。）
- ② 以上の手続き完了者に、フリーパスチケットの貸与を行う。なおフリーパスチケットは営業活動終了後に、速やかに当スキー場へ返還する。
- ③ 当スキー場利用者、受講者、指導者の安全のため、営業活動者並びに受講者のヘルメット着用を推奨する。また、安全基準については当スキー場利用約款に準ずる。

2.当社は、申請書を審査した結果、営業活動を許可するに適切ではないと判断した場合は、営業活動を許可しない場合がある。

第4条（禁止事項）

営業活動者は、以下に掲げる行為は行ってはならないものとする。

- ① 第三者への営業権の譲渡又は転貸
- ② 貸与するフリーパスチケット以外での営業活動
- ③ 第三者へのフリーパスチケットの譲渡または貸与
- ④ 当スキー場内における、暴走行為、危険行為又はその恐れのある行為
- ⑥ 国内外の法律、法令に違反する行為、又はその恐れのある行為
- ⑦ 日本人への営業活動行為

第5条（申請受付、営業活動の中断・停止）

当社は、以下の何れかの事由に該当する場合、当スキー場の判断により、営業活動の申請受付並びに営業活動を一時中断、または停止することがある。

- ① 気象条件により、営業活動が困難と当社が判断したとき
- ② 当スキー場の利用者が著しく多く、営業活動が危険と当社が判断したとき

2.当社は、営業活動申請受付並びに営業活動の一時中断、停止等の発生により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

第6条（賠償責任）

当スキー場の気象状況等による、営業範囲の変更、中断、中止、停止による利用者または第三者の損害について当社は一切の責任を負わないものとする。

2. 営業活動者並びに受講者が当スキー場の利用によって第三者に対して損害を与えた場合、営業活動者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えることのないものとする。 利用者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該営業活動者に対して相応の損害賠償の請求が

できるものとする。

3.営業活動者は、受講者間のトラブル及び受講者と利用者のトラブル等については、全責任を負うものとし、当該トラブル等が原因で当スキー場の運営に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとする。

第7条 （個人情報保護方針）

当社は、当スキー場の利用に関連して当スキー場が知り得る利用者の情報の管理および取扱いについては、当スキー場が別途定める個人情報保護方針によるものとする。

第8条 （準拠法、裁判管轄）

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とする。また、当スキー場と営業活動者間で生じた紛争については旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（反社会的勢力の排除）

営業活動者は、法令等に定める反社会的勢力に該当するものではないことを、当社に対して保証する。

第10条（本規約の改定）

本規約は予告なく改定される。

制定日 令和8年4月1日

改定日 令和8年10月1日

株式会社 東川振興公社
代表取締役社長 竹部修司

キャンモアスキービレッジ
スキー場支配人 大門清教

外部レッスン実施申請書兼誓約書

当団体は、「キャンモアスキービレッジ外部レッスン実施規約」に従い、以下のとおり、外部レッスン実施の申請をいたします。

1. 団体情報

团体名：

代表者氏名：

代表者連絡先（電話番号・メールアドレス）

2. レッスン内容

レッスン種別： スキー・スノーボード・その他（

実施予定日・期間： 年 月 日～ 年 月 日

受講者予定人数： 名

※複数回の場合はおおよそ1開催あたりの人数をご記入ください。

・誓約事項等

☐登録申請料（15,000円）（50,000円）※どちらかを選択してください。

☐キャンモアスキービレッジの利用約款・外部レッスン実施規約を遵守することを誓約します。

□利用約款、外部レッスン実施規約に違反した場合、活動停止等の措置を受けることを承諾します。

☐その他、スキー場運営に協力します。

申請：令和 年 月 日

申請団体名：

代表者： 印

キャンモアスキービレッジは、上記申請につき、申請者による外部レッスンの実施を認めます。

キャンモアスキービレッジ 印

(キャンモアスキービレッジ利用欄)

添付書類チェックリスト：□指導員名簿（氏名・資格等）□資格証明書の写し

☐保険証券の写し ☐腕章等見本（写真等） ☐パスポート及び、就労資格証明書（該当者のみ） ☒登録申請料（15,000円）（50,000円）